

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

タイ向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっており、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官(国際)通知)により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今後も、別添「諸外国・地域の規制措置」にありますように、各国からの要請に基づいて輸出証明書の発行が必要と考えられますので、可能な限り、事務手続きの簡素化を目指し、輸出証明書様式を一般化して、各国共通の様式になるよう協議を進めて参ります。

様式が決まり次第、速やかに各都道府県にお知らせしますので、今後も輸出証明書発行にご協力をいただくようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、今般、タイについて、輸出証明書の取り扱いが下記のとおりとなりましたので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

タイについては、5 月 16 日以降に輸入申告される食品について、以下の通り我が国の当局が発行する証明書の添付が必要になりました。

このため、当分の間、各都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）による証明書の発行をお願いいたします。

なお、水産物については別途、水産庁において証明書を発行することとしております。

次の区分ごとに輸出国の所管する政府機関（地方自治体を含む。）が発行する証明等を添付することを要求（区分 2 にあっては、タイの省令に規定された機関による放射性物質の量及び生産地を明記したもの。）しています。

	対象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工された全ての食品	3 月 11 日より前に収穫、加工されたこと
2	12 都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉)で生産された全ての食品	Codex に準ずるタイの食品中の放射性物質基準(注)に適合すること
3	12 都県以外で生産された全ての食品	食品及びその主原料を産出した道府県

注：放射性ヨウ素 131 は 100Bq/kg、放射性セシウム 134 及び 137 は合わせて 500Bq/kg を超えてはならない。

(別紙)

タイ向け輸出食品（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

Declaration for the import from Japan into the Kingdom of Thailand

Invoice No **Declaration Number**

..... (name of competent authority), Japan,

DECLARES that the food of this consignment is composed of

.....
(description of consignment, type, number of packages, gross or net weight) embarked at

.....(embarkation place)

on(date of embarkation)

by(identification of transporter)

going to..... (place and country of destination)

which comes from the establishment

.....(name and address of manufacturer, producer/fishery/etc.)

has been harvested and/or processed before 11 March 2011.

is originating from..... (name of prefecture) and the main raw material is originating from.....(name of prefecture) .

has been sampled on(date), subjected to laboratory analysis on (date) in the
.....(name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137. Analytical report is attached.

Exported (name, address, country)

.....

Consignee (name, address, country)

.....

Done at.....on.....

Stamp and signature of authorized
representative of competent authority

Date

諸外国・地域の規制措置(5月12日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本の全ての食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
タイ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書を要求		駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	12都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
韓国	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（旭市、香取市、多古町）（5県）	ほうれん草、かきな、原乳* 飼料**等	輸入停止	原乳*は福島、茨城産のみが対象 飼料**は、福島、栃木、群馬、茨城産のみが対象	駐日韓国大使館 E-mail economic_jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)	○食品医薬品安全庁：生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部：畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院：水産物 http://cafe.daum.net/nfisbusan
	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、神奈川、静岡、東京（13都県）	全ての食品 (5県産の上記を除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求。		
	13都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要。 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入。	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
	12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書（産出県）を要求			
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求			
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川（8県）	加工食品、農産品、鮮魚	輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話:03-3447-7997	
	上記以外の道府県		輸出者作成の産地証明（産出県）及び公的機関作成の放射性物質の検査証明書の添付を要求			
マレーシア	福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、神奈川、埼玉、東京、千葉（11都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明を要求	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	11都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
カナダ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	すべての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 (3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要) カナダにてサンプル検査	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
	12都県以外		取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査			
ブラジル	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書（ポルトガル語翻訳付き）を要求	3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明を要求（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
	12都県以外		政府作成の産地証明（ポルトガル語翻訳付き）を要求			
EU アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求。	(EU) 右記ホームページを参照 駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400 駐日ノルウェー大使館 電話 03-6408-8100 駐日アイスランド大使館 電話 03-3447-1944	英語 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=ja
	12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
仏領ポリネシア ニューカレドニア	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	輸入停止			仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/ ニューカレドニア政府 http://www.gouv.nc/
アラブ首長国連邦	4 7 都道府県	生鮮食品 ----- その他の食品	輸入停止 ----- 政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品 ----- 生鮮食品、果物、ミルク(粉ミルクを含む)	政府又は国際機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 ----- 上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
バーレーン	4 7 都道府県	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
レバノン	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	放射性物質の検査証明書を要求		駐日レバノン大使館 電話:03-5114-9950	
エジプト	4 7 都道府県	全ての食品、植物、植物製品等	輸入停止	3月11日以降に日本から出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
コンゴ民主共和国	4 7 都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1580	

② 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求し、他の品目の全部または一部につき全ロット検査

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	加工食品 ----- 牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜 ----- 水産物	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 ----- インドネシアにて全ロット検査 ----- 政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 ----- 放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて検査 ----- 証明がない場合はインドネシアにて検査 今後実施予定	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県） ----- 5県以外	全ての食品 ----- 果物、野菜、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード ----- 加工食品	輸入停止 ----- 台湾にて全ロット検査 ----- 台湾にてサンプル検査		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	
フィリピン	福島、群馬、栃木、茨城（4県） ----- 4県以外 ----- 福島、群馬、栃木、茨城、岩手、宮城（6県） ----- 6県以外 ----- 4 7 都道府県	肉、乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼育用動物、飼料 ----- 野菜・果実、植物、種苗等 ----- 加工食品 ----- 水産品	輸入停止 ----- フィリピンにてサンプル検査 ----- 輸入停止 ----- 権限ある当局の放射性物質の検査証明書を要求 ----- フィリピンにてサンプル検査 ----- フィリピンにて全ロット検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
ベトナム	福島、茨城、栃木、千葉（4県）	加工・包装食品	政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 ベトナムにてサンプル検査	証明がなければベトナムにて全ロット検査	駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
	4県以外		政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求			
	福島、茨城、栃木、群馬、新潟、山形（6県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査			
	6県以外		ベトナムにてサンプル検査			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	食肉、牛乳・乳製品、果物・野菜（加工品含む）、水産物	輸入停止	3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明を要求	シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +[65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	OAgri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	千葉、東京、神奈川、埼玉、静岡、兵庫（6都県）	果物・野菜（加工品含む）				
		食肉、牛乳・乳製品、水産物	政府作成の産地証明（産地県）を要求 シンガポールにてサンプル検査			
	上記以外の道府県	食肉、牛乳・乳製品、果物・野菜（加工品含む）、水産物				
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	果物、野菜、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	O香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketotyo.gov.hk/
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		加工食品	香港にてサンプル検査			
	5県以外	全ての食品				
マカオ	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（12都県）	全ての食品	輸入停止			
米国	福島、栃木※（2県）	ほうれん草、かきな、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等	輸入停止	※栃木はほうれん草のみが対象。	駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	O米国食品医薬品局(FDA): ・Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html ・Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan
	福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉（6県）	牛乳・乳製品、果物、野菜とその加工品（2県産の上記を除く）	放射性物質の検査証明書を要求	放射能基準適合証明については、米国内の検査機関によることも可。		
		上記以外の食品、飼料	米国にてサンプル検査			
	6県以外	食品、飼料				
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉、長野（7都県）	全ての食品	輸入停止		駐日ロシア大使館 電話: 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax: 03-3505-0593	
	7都県以外		ロシアにて検査			
	242施設（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟県に所在する施設）	水産品・水産加工品	輸入停止			

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
ネパール	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ミャンマー	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
豪州	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	牛乳・乳製品、果物、野菜、水産物	豪州にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・NZ食品基準機関（FSANZ） http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa5110.cfm
	宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、神奈川、静岡（8都県）	野菜				
ニュージーランド	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城（6県）	牛乳・乳製品、食肉、果物、野菜、茶、海藻等	検査強化		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	ONZ農林省食品安全庁 http://www.foodsafety.govt.nz/
	埼玉、東京、神奈川、新潟、静岡、山形、長野（7都県）	葉物野菜				
	47都道府県	牛乳・乳製品、食肉、果物、野菜、水産物、キノコ、茶、米・穀物、大豆・大豆製品、紅ショウガ、ワサビ等（13都県の上記除く）	輸入業者、通関業者が産地を自己申告すれば、通常の輸入検査			
ウクライナ	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イラン	47都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	

(参考) 放射性核種に係る日本、各国及びコーデックスの指標値

(単位: Bq/kg)

	放射性ヨウ素 ^{131}I				放射性セシウム ^{134}Cs ^{137}Cs				
	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (除根菜・芋類)	その他	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・ 魚・その他
日本	300	300	2,000	魚介類 2000	200	200	500	500	500
Codex	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
シンガポール	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
タイ	100	100	100	100	500	500	500	500	500
韓国	300	150	300	300	370	370	370	370	370
中国	-	33	160	食肉・水産物 470 穀類 190、芋類89	-	330	210	260	肉・魚・甲殻類800 芋類90
香港	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
台湾	300	55	300	300	370	370	370	370	370
フィリピン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ベトナム	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
マレーシア	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
米国	170	170	170	170	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
EU	300	300	2,000	2,000	200	200	500	500	500

(注) Codex においては、放射性ヨウ素の欄に記載した数値(100)は、Sr90、Ru106、I129、I131、U235の合計
放射性セシウムの欄に記載した数値(1000)は、S35、Co60、Sr89、Ru103、Cs134、Cs137、Ce144、Ir192の合計

(参考)

ICRP 国際放射線 防護委員会	ヨウ素の防護基準	セシウムの防護基準
	実効線量 50ミリシーベルト/年 (試算)300ベクレルの水2kgを1年間飲む $300 \times 2.2 \times 10^{-5} \times 2 \times 365 = 4.8$ ミリシーベルト	実効線量 5ミリシーベルト/年 (試算)200ベクレルの水2kgを1年間飲む $200 \times 1.3 \times 10^{-5} \times 2 \times 365 = 1.9$ ミリシーベルト

・各国は自国の食品摂取量等を考慮して食品別に摂取制限に関する指標を定めている。